

文部科学省における児童虐待の 防止に関する対応について



平成26年8月29日(金)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について

(21文科初第777号平成22年3月24日文科科学大臣政務官通知)

＜趣旨＞ 学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知。

1. 学校等における対応

(1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

(2) 児童虐待の早期対応

児童虐待の疑いのある場合には、確証がないときであっても早期対応の観点から通告を行う。

(3) 通告後の関係機関との連携

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

2. 教育委員会等の責務

(1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

(2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21. 5配布)の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

(3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力、児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

3. 要保護児童対策地域協議会への参画

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会を積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

本通知に基づく取組状況を調査した結果、児童虐待防止等に関する教員研修について一層の取組が求められる状況が見られたことから、平成23年3月、全ての教職員に対し児童虐待防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するとともに、平成24年3月、これらの取組を踏まえ、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に周知した。



2. 外部の専門家を活用した学校の教育・相談体制等の充実

○スクールカウンセラー等の活用に係る事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、児童生徒の悩みや不安などの相談を受けたり児童生徒の非行・問題行動等の早期発見、緊急時の対応等を行う「生徒指導推進協力員・学校相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

(1) スクールカウンセラーの配置		(2) 「生徒指導推進協力員・学校相談員」の配置	
全中学校への配置	10,000校(うち、週5日体制400校、小中連携型400校)	教育委員会等への配置	335箇所
小学校への配置	13,400校+小中連携型800校		
貧困対策(虐待等への対応も含む)のための重点加配	700中学校区	(3) 24時間体制の電話相談の実施	
緊急支援派遣	201校	教育相談窓口紹介カードの配布	

○スクールソーシャルワーカー等の活用に係る事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

(1) スクールソーシャルワーカーの配置	
全ての中学校区等への配置	： 4,141人
貧困対策(虐待等への対応も含む)のための重点加配	
： 中学校区 700人	
(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等	
教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者	
① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け	
② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整	
③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援	
④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等	

○子供の貧困や虐待問題への対応の在り方に関する先進的調査研究

子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、スクールソーシャルワーカーを含め福祉の専門家が学校と福祉にかかわる関係機関の連携をコーディネートすることによる貧困・虐待問題に対する組織的な対応方法等について、地方公共団体、NPO、民間教育事業者等に先進的調査研究を委託する。

※数値については、平成27年度概算要求ベース

3. その他の取組

【家庭教育支援の取組】

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施。

子育て経験者など地域の多様な人材

参画

地域人材の養成

子育てサポーター リーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
 - 関係機関との連携
- 等を担う中核的人材を養成



【課題について意見交換】

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



【学校等を拠点に支援内容を検討】

家庭教育支援体制の強化

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

家庭教育を支援する様々な取組を展開

相談対応や情報提供

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

訪問型家庭教育支援

孤立しがちな家庭に対して、学校等と連携しながら家庭教育支援チーム等による訪問型の相談支援を実施



4. 居所不明児童生徒の把握等のための関係機関との連携

